

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和2年9月4日(金)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(11名)

議長	関 誠一郎 君	副議長	河原井 大介 君
	桜井 和子 君		藺部 一 君
	加藤木 直 君		三村 孝信 君
	猿田 正純 君		阿久津 則男 君
	藤咲 芙美子 君		小 坏 孝 君
	片岡 藏之 君		

欠席議員(3名)

小林 祥宏 君	杉山 清 君
鯉 渕 秀雄 君	

遅刻議員(なし)

早退議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	仲 田 不二雄
教 育 長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総 務 課 長	鯉 渕 和 己
町 民 課 長 補 佐	加 藤 孝 行
財 務 課 長	船 橋 行 子
税 務 課 長	鈴 木 貴 司
健 康 保 険 課 長	飯 村 正 則
長 寿 応 援 課 長	井 上 優
福 祉 こ ど も 課 長	増 井 栄 一

農 業 政 策 課 長	山 口 成 治
都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	皆 川 尊 志
会 計 課 長 (会 計 管 理 者)	高 瀬 浩 文
水 道 課 長	阿 久 津 惠 三
農 業 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 宗 徳
教 育 委 員 会 事 務 局 長	園 部 繁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿 久 津 雅 志
主 任 書 記	町 田 め ぐ み
書 記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議事項
 - (1) 令和2年第3回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時00分開会

開 会

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 本日の全員協議会は、来る9月8日に招集されます令和2年度第3回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものがあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

なお、夏の軽装、クールビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席状況についてご報告いたします。欠席議員、11番小林祥宏君、12番杉山 清君、13番鯉淵秀雄君、以上3君でございます。ほか全員出席であります。

なお、町民課長雨宮忠芳君が欠席のため、補佐の加藤孝行君が出席しております。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和2年第3回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町政運営につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに、併せて御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、条例改正をはじめとする議案21件について、担当課長よりご説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

協議事項

○議長（関 誠一郎君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

執行部につきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

初めに、議案第53号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第53号をご覧願います。

議案第53号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。近年、監査委員の役割がより一層重要性を増していることに鑑み、委員報酬を改正するため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第53号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第53号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第53号に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に、監査委員になって、私の報酬を上げてくれるんだというのが本当に恐縮なものですから、これ、年度初めの当初予算のあたりにやってもらったほうがベターかなと思うんですけども、何で補正でこういう報酬が、私が監査委員になったからって上げてもらっても、やっぱり、そこら辺をちょっと考えていただきたいんですけども。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 小坪さん、答弁をもらいますか。

○14番（小坪 孝君） はい、もらってください。何で今なのか。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、執行部で。

総務課長 鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 14番小坪議員さんからのご質問ですけれども、なぜ今なのかということでもありますけれども、近隣の市町村と比べましても確かに安い金額でありますので、あと、このところ、監査委員さんの監査というか、月1回、例月出納検査というものがございましてけれども、そのほかにも特別監査みたいな形で監査を実施している日がございまして、一日でも早くという考えでございました。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 茨城県内の監査委員の報酬の一覧表をちょっと資料として提出してもらって、それで検討したほうがいいかなと思うんですけども。金額、全額、全市町村の茨城県の監査委員の報酬のあれをちょっと出してもらいたいかなと思うんですけど

も。よろしくお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 県の一覧表って出ますか。

総務課長。

○総務課長（鯉淵和己君） 全部ではないんですけれども、近隣のものなら今持っておりますけれども。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、それをコピーして渡します。

○14番（小坏 孝君） 回してください。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、コピーしてください。

じゃ、コピーができる間、議事進行をしてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうしますと、ほかの特別職の委員さん、これの見直し等も随時されていく予定でしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 2番加藤木議員さんからのご質問ですけれども、現在のところは考えていないということです。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 現在のところ考えていないということなんですけれども、仕事のいろんな大変さとか、そういうものを今後見ていく中で、そういうことも考えられるということでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 2番加藤木議員さんからのご質問ですけれども、もちろん今回の件と同じように、仕事の内容とか、それに照らして安いようであればということは考えられることです。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第54号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第54号をご覧願います。

議案第54号 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、内閣府令の改正によりまして、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点としましては、改正により変更となった略称の変更とともに、新たな規定を

加えるものです。

以上、議案第54号について説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第54号説明資料、新旧対照表1ページから32ページをご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 資料ができましたので、今配付します。

〔資料配付〕

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第54号に対する質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この議案は、認定こども園、幼稚園に限られるというような内容なんですけど、保護者の代わりに事業所が受け取るような金額のようなんですけれども、ちょっとこれ、中身を見てみますと非常に煩雑で、中身で何を言っているのか、よく具体的に分かりません。どういう内容なのか、給付金はどういうことなのか、何が変わったのかを簡単に教えていただければと思います。少しは分かるんですけども、それがどういう形でどのように変わったのかというのが、ちょっと見えてきません。説明をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この議案第54号の内容でございますけれども、教育・保育施設と申しますのは、認定こども園に限らず、幼稚園、保育園等も含むものでございます。「及び」の次の「地域型保育事業」というものですが、こちらについては、市町村の確認等を受けた家庭保育、家庭で保育をする者、あるいは小規模で保育をしている者とか、家庭を利用して保育している、保育ママと通称呼ばれているんですが、こういったもの全ての保育を指します。これに当たりまして、府令が改正になったものにつきましては、議案第54号の説明資料にあります1ページのように、用語の呼称、略称が変わっております。府令の改正に基づいて略称も変わっているものですから、名称を変更したというのが主な内容でございます。新たな規定の追加というものは、定義という、こういった名称を定義づけするものを詳しく加えたものでございます。内容については変更がございませんし、保育料についても変更はございません。こういった略称の変更というようなことが、主な改正の内容になっております。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） いいです。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第55号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第55号をご覧願います。

議案第55号 城里町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。省令の改正により町条例の一部を改正するものです。

主な改正点としましては、家庭的保育事業者等の連携施設確保についての要件緩和と経過措置期間を5年間延長するものです。

以上、議案第55号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第55号説明資料1ページから7ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第55号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは、54号とちょっと関わりのあるものだと思うんですが、保育所の設置が不足していて、家庭的保育事業者にかなり緩和されているというような、いろんな内容的にも緩和されているものだと思うんですけれども、自治体の補助を受けているものであるということも分かりました。しかし、給食の面で、アレルギーなど、小規模になればなるほど管理はなかなか難しくなるのではないかなと思うんですけれども、その辺のところの町としてのチェックはどのようにされているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この家庭的保育事業の年齢というものは3歳未満のお子さんを保育いたしまして、3歳以上につきましては連携施設、こちらを確保するようというようなことが、この規定の中にも規定されております。ただいまの給食の件のご質問でございますけれども、確認に当たりましては、連携する保育施設とともに、必要な連携施設の中で、町は連携施設への監査等を行っております。県を含めまして運営状況、給食も当然含めた立入り監査の中で確認をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

この経過措置の期間が5年間延長されたということなんですけれども、5年間というのは国で決めたことなんだろうと思うんですが、この間の運営なども、ちゃんと確認されていればよろしいんですが、5年間の延長というのがちょっと気になりますが、3年ぐらいでなく5年間なんです。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 引き続き、ご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、省令の改正が5年の延長でございますので、町もそれに準じた、3年ではなく5年の延長ということにしております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この5年間の延長のときに、延長されました、それが延々と、悪くてもよくても続くということだと思んですが、本当に運営の管理は5年間そのまま維持されるのでしょうか。それとも1年ごと、ちょっと確認をしたりとかするのでしょうか。その辺がちょっとよく分かりません。お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 引き続き、ご質問にお答えいたします。

当然、監査も含めまして、許可、認可した責任というものがございます。監査等の基準にのっとり、改善を必要とするものについては改善を指摘し、その改善の確認をこれまでもしております。5年の延長に伴いまして、それを見過ごすということはございませんで、適切な指導監査は引き続き継続して行ってまいります。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第56号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第56号をご覧願います。

議案第56号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。省令の改正により、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点としましては、既定の法律名称の訂正及び専門職大学の創設に伴う資格要件について追加するものです。

以上、議案第56号について説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第56号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第56号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この学童クラブの支援員の認定というか、ものなんですけれど

も、これは法律の名称の訂正ということで、専門職大学の創設ということだそうですが、これは何年後にこの改正が実際的に行われるのかをお聞きいたします。

それから、今の支援員、指導員のレベルというか、免許というか、そういうようなものはどこまであるのか。確かに、専門職の大学を創設されるというのは、非常に子供たちにとっても安心できるし、いい制度だとは思いますが、何年後に実際に現場に入るような形になるのかお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この改正の年度なのでございますけれども、平成30年に厚生労働省令で改正になっております。この教職員免許法という名称の変更については、町の条例が誤った法律の名称で記載されていたことによりまして、この名称を正しく教育職員免許法と改めるものでございまして、専門職大学、これについての資格要件等も平成30年の厚生労働省令で改正されていたものでございまして、この括弧以下の要件についての漏れがございました。この機会、議会に上程して、この条例を正しく改正する趣旨でございまして、指導員の免許等の要件等についても、従来のもので新しく変更されるものではございません。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第57号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第57号をご覧願います。

議案第57号 城里町アイジー基金条例の制定についてであります。アイジー工業株式会社より、町の将来を担う児童・生徒の教育振興に資することを目的とした寄附があり、今後の運用を図るため基金を設置するに当たり、条例を制定するものです。

以上、議案第57号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第57号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） このアイジー基金条例というのは新設になると思うんですが、これは、アイジー工業から寄附を受けるということです。経緯、根拠をお聞きいたします。まずお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

アイジー工業のほうは、ご存じのように北方のほうにある企業でございまして、山形県のほうに本社があると伺っております。その地域、地域に教育に役立ててほしいということで、本町では1,000万円ほど寄附というか、基金に頂戴したところでございます。その使い道につきましては、教育委員や学校長等の意見を伺いながら、児童・生徒の教育の振興に資するよう検討を進めてまいります。数年にわたって、寄附者の意向もあり、数年間活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そういうようなことなんですけれども、アイジー工業株式会社というのは、売上高が228億1,000万ということで、かなり高額で売上げされていると思います。それで、全国的にも3か所、そして城里町が4か所目ですか、寄附が出されているようなんですけれども、なぜアイジー工業株式会社からなのかをお聞きいたします。全国で何か所あるのでしょうか。それから、見返りは何かあるのでしょうか。もしないのであれば、約束などを取り交わしているのでしょうか。定款など、契約というか、そういうようなものはあるのかどうかをお聞きいたします。

なぜかという、このアイジー工業というのは、建設用の断熱材、壁材、金属サイディング、パネル、それから金属屋根材の研究開発、製造販売というような内容のある会社なんです。こういうようなところで、見返りなどはないのかどうかを、ちょっと確認をいたしたいと思います。ないとは思いますが、どうなんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

アイジー工業からの寄附につきましては、昨年度末に1,000万円の寄附の申出がございまして、町のほうで昨年度末、寄附を受けたものでございます。その中では、アイジー工業より教育に資する目的で使ってほしいという目的を持った寄附ということで、寄附を受けたものということでございます。そのほかについては特にございません。

○4番（藤咲芙美子君） 答えていない、まだ。見返りはないんですか。寄附するための見返りはないんですか。これを寄附してあげるから、何かこういうこと、僕たちの会社を使ってくれとか、そういうようなものはないんですか。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ええ、そういう話は聞いておりません。

○4番（藤咲芙美子君） 全国で何か所ぐらいあるんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 引き続きお答えいたします。それについては、今ここに資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。後で調べてお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ちょっと、今座ったままで答弁いただかなかったことを答えていただいたんですけども、確実に私たち、ちょっと今、答弁の中で確認をしたいことがあります。昨年末1,000万の申出があったというのは、何で当町に申出があったんでしょうか。何かあったんでしょうか。こちらから振ったとか、そういうようなことではなく、何でそういうことが、全国44県の中に、何ていうか、なぜ城里町に目をつけていただいたのか、その辺がちょっとお聞きしたいんですけども、なぜなのかはお聞きいたします。根拠のほうです。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいま、藤咲議員からのご質問についてお答えいたします。

寄附等につきましては、アイジー工業が立地をしている工場や事業所のところについて寄附を申し出たというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、アイジー工業はこの県内にもあるんですか。立地というのは、山形県だと山形県の朝日町なんかは自分の県の中の土地で、県内に誘致しているので、県内からということで寄附を受けたということはあると思うんですけども、なぜ茨城県の城里町なのかなというの、ちょっとどういう関係でそれが寄附を受けるような形になったのか。その辺がちょっと分からないので教えていただきたいんですけども。

○議長（関 誠一郎君） 藤咲議員、私のほうからちょっと言いますけれども、アイジー工業は私の会社も取引している会社でございます。これは、全国に3か所、4か所の工場をつくって、新設しております。今回、高久にある工業団地の中で、すばらしいコンピューターで稼働できる工場が新設されました。そういう中で、城里町にお世話になるという善意の下で寄附金を頂いておると、私はアイジーさんのほうからお伺いしております。

○4番（藤咲芙美子君） そういう答弁をいただければ納得します。

ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございますか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっと関連で聞きたいんですけども、なぜこれ、アイジー基金なんていうものを創設するのかなというの、ちょっと疑問点に思うんですけども、教育基金だったら、別なほうに入れればいい問題であって、やり取りで基金にしてくださいということがあったのか。1点、アイジー工業のほうから基金にして毎年1,000万円ず

つ入れてくれるという確約があつて、このアイジー基金をつくるのかどうか。そこら辺をちょっと確認したいと思います。基金で積んでくださいって言って、ふれあいの里の基金、そういう基金を残して、議員さんらがみんな必要だという基金に全然積立てをしないで、なぜこういうアイジー工業さんから1,000万もらって基金にするほどのあれだったのかなつて。あくまでも、寄附なら寄附でありありがとうございますと言って、教育に使いますと言って、教育のほうの基金に入れてもいいと思うんだけど、なぜそのアイジーなんていう名前を入れなくちゃならないのか。毎年1,000万ずつくれる確約があつてアイジーにするんですよという話ならいいんですけれども、ちょっとそこら辺を確認したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 小坪議員のご質問にお答えしたいと思います。

私も、名称云々についてはあれなんです、つまり、寄附を頂戴した時点では、金額を一気に使うのか、妥当な使い道についていろいろと協議をした結果、即時に、すぐにその使い道というものが定まらなかったところも一因としてはございます。そういうことで、また先ほど申しあげましたように、数年かけて、数年にわたって教育のほうに使っていただければということで、基金の形にして必要なものを協議しながら活用させていただくということで、他意はないんですが、アイジー基金という名称にして基金として登録することにしたという次第でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、私の考えからいくと、ちょこちょこ基金で100万だ、50万だなんて使わないで、きちんと今、コロナで本当に、オンラインのあれを進めるとか、やっぱり去年あたりまででしたら、この異常気温によってクーラーを取りつけるなんていうやつ設計費だとかそういう形で、それは、補助金は出ないんですから、町の持ち出し分として教育に使うやつをどんと使って、やっぱりやったらいいんじゃないかな。何年もかけて、ちょこちょこ、番場まつさんみたいな基金で、いつ使うんだか分からないような基金の積み立てをしても、私はよくないと思うんだけど、やっぱり寄附を頂きましたって、そういう形でぼんと使って、これに使いましたって言って報告したほうがいいんじゃないですか。教育長、どうなんですか。一番金がかかっているときに、今、教育にしても、何にしても。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 半分は、数年にわたって1回でというよりも、そういうアイジーさんのほうの助言もありましたし、今、国のほうからの補助金等もありますので、コロナに対しての活用ということは、その時点では考えておりませんでしたので、またハード面なのか、ソフト面なのかということも議論をする部分がありますので、そういうところで、しばしお時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ちょっと残念だなと思うのに、これ、次の補正予算の中に修学旅行の対策費など、町の持ち出しでぼんと金が出るのに、教育のほうで。それにでも何でも使ったらいいんじゃないですか。基金にしてくださいというのは、会社のほうの要望なんですか、これは。要望なんですか、会社のほうの。アイジー基金にしてくださいというのは、アイジー工業のほうの要望なんですか。これ、もらうときの前提の契約なんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいま、小坪議員のご質問にお答えします。

基金設立につきましては確約というか、お約束の事項ではございませんが、先ほど教育長が申したとおり、できたら数年にわたって使うようなことも考えてほしいというような意向はあったということでございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、本当にコロナで修学旅行の旅費だ何だ、北海道旅行に行けないからといって、代替の金を町から持ち出すのに、そういうのに使ったらいいんじゃないですか、確約がないのなら。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） このアイジー工業からの寄附につきましては、本当に1,000万という多額の金額を、特に見返りも要求されずに寄附を頂きました。大変ありがたいことだというふうに思っております。

寄附を頂く際に、先ほど教育長も言いましたが、1回でぼんと使っちゃうんじゃないで、何年かにわたって子供たちの教育に資する事業に使ってほしいというふうに伺いましたので、それは契約書とか、条件というほどのものではありませんでしたが、口頭でそういうお話もあったので、それは相手に対する敬意として、何年かにわたって、100万か200万か分かりませんが、教育に資する事業に使っていくべきだというふうに考えたわけでございます。

制度上、1回で頂いたお金を何年かにわたって取り崩して使うということを制度上確保するためには、条例で基金をつかって、この1,000万は子供たちの教育にしか使えないよということで、区分して条例で定めることによって、後で気が変わったからほかのことに使っちゃうとかいうことがないように、制度上きちんと枠組みをつくるという趣旨でございまして、そういったことをすることによって、また友好的な関係が築ければ、特に約束はありませんが、またいつか使い切った際に、また寄附を頂くことができれば、町にとってこの上ないありがたいことだというふうに思いますので、寄附を頂いた相手に対して敬意を表するという意味で基金をつかったということでございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坏 孝君） 非常に、これは、何に使おうが、かに使おうが、1,000万ぼんとくれているやつですから、それをちょこちょこ使うんじゃないくて、新聞の中では読みましたよ、コロナ対策で大変だから、教育のほうでも何でも、コロナのほうに使ってくださいって、アイジー工業がくれているんですから、それによって、教育予算のほうの修学旅行の代替金とか、あとは北海道旅行のあれが、金が町から出ているんだから、ぼんとコロナ対策だと思うんですよ、それに対して。それに使ったらいいんじゃないですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） コロナ対策につきましては、国と県から1次分と2次分を合わせて約4億円近い交付金が国から来ておりますので、まずはそれを充てて、そして、実際に100万円の予算を見ても、入札で物品を買おうと80万円で買えたりとかすると、2割ぐらい余っちゃったりするわけです。そうすると、約4億円の国・県からの交付金を使い切らないもったいないというか、そういうことにならないようにするために、4億円に対して、少し2割か3割オーバーするように、予算を組んでお願いをしているわけですが、そういう形で、アイジー工業さんからの1,000万をコロナに充てるのではなくて、国や県からの補助金、交付金でコロナ対策は行って、アイジーさんのお金はアイジーさんのお金で寄附者の意向に従って、数年にわたって、来年度以降もいろんな修学旅行とか、そういうものがあるわけですから、一般会計から補填しないで、例えばアイジーさんの基金から補填するとか、いろんな形で数年間にわたって使っていくことで、寄附者に対する敬意を示したいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○14番（小坏 孝君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そうしたら、やっぱりどういうものに、どういう形で使うのかという要綱など、きちんとつくったらいかがですか。ただ、漠然と子供たちの教育の資金に使いますとか、そういう問題じゃなくて、この基金については、こういうことに、こういうものを使って、こういう子供たちを成長させていくために、このように使いたいと思いますというぐらいの、はっきりとした、きちんとした要綱なり何なりをつくって出しておいたらいかがですか。それがなければ、ただ漠然とどういうものに使います、ああいうものに使います、これはどうなんですか、あれはどうなんですかっていうようなものに使われるんじゃないかなと思うんですけれども、きちんと書いたらどうなんでしょうか。つくって見たらどうでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 藤咲議員のご要望というか、ご意見というか、ご質問にお答えさせていただきます。

そのご意見を参考にして、検討してみたいと思います。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） この条例の中の第2条なのですが、そこに、この基金はアイジー工業株式会社からの寄附金を積み立てるものとするというようになっていて、積み立てる額は予算で定める額とするというのですが、これは、今後もアイジー工業からそういった寄附が見込めるというように理解していいんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいま、三村議員からのご質問にお答えいたします。

第2条の積立てするというものにつきましては、今現在、昨年度の寄附をいただいた1,000万円を、基金が設立した場合に1,000万円をまず積み立てるというものでございまして、今後、毎年度寄附が予定されるとか、そういったものではございません。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 積み立てるというのは、1,000万を基にするという意味ね。了解しました。

それで、今、小坪議員からも指摘があったかもしれないけれども、基本的に基金というのは、運用して運用益を出したりするという目的があるんだろうけれども、番場まつの基金が、あれ1,000万だったと思うけれども、あれも運用益がほとんど出ない状況ですよ。それを、番場さんの意向もあったと思うけれども、何かまとめて活用してくださいということがあったと思うんです。だから、これもそういった形で、取りあえずお金の在りかというか、それをきちっと示すために条例をつくったというふうに理解しますので、小坪さんの意見も十分参考にして、まとめて有益な予算の使い道があれば、小出しにすることなく使うということは一つの方法だと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご指摘ありがとうございます。

番場まつの基金につきましても、数年前グラウンドゴルフ場の整備に取り崩して使わせていただきました。数百万取り崩して使わせていただきましたが、このアイジー基金につきましても、眠ってしまわないように、先ほどご指摘もありましたが、何年間でこういうふうにするというふうな計画を立てて、有効に使っていきたいというふうに思います。

○7番（三村孝信君） わかりました。

○議長（関 誠一郎君） いいですか。

ほかに。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 確認なのですが、先ほどから番場まつの基金の話も出ていますが、番場まつの基金の場合は、番場さんの承諾みたいな縛りがあったと思うんですが、縛りといいますか、了解といいますか。そういった、今回このアイジー工業さんのお金を使う場合は承諾みたいなものは必要なかどうか。それと、あと第7条に、この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定めるというのを書いてあるので、これ、定まっているのであれば、後で結構ですから、そういった資料を欲しいということ。その2点、よろしくお願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 番場まつの基金も、特に番場さんの了解がないと取り崩せないということはありませんでした。ただ、グラウンドゴルフ場を造るために取り崩したときも、条例上や法令上の義務は一切ないけれども、相手に対して敬意を表するという意味で、グラウンドゴルフ場を造るために使わせていただきますよというお話はした上で取り崩しました。アイジー基金も義務はありません。別にアイジーの了解がないと取り崩せないということはありませんが、取り崩していった後の使用はこういうふうに使いましたというような報告はちゃんとして、寄附者に対する敬意というのは示したほうがよいのかなと思っています。

必要な事項は別に定めるということで、要綱等を今回出していないので、まだ要綱等はできていないので、きちんと要綱を定めて、使用計画も定めて、せっかく頂いた1,000万が眠ってしまわないように、数年間で使い切るような、そういった計画を立てて、また報告をいたしたいというふうに思います。

以上です。

○10番（阿久津則男君） 了解です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） やはり、アイジー基金の条例の第5条なんですけれども、繰替運用というものがありませんけれども、これはどのような場合に適用されるのでしょうか。教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

第5条、繰替運用とございますけれども、財政上必要があると認めるときには、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるということで、基金に属する現金を歳計の現金のほうに入れ替えて運用することができるということになります。説明になりません。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そのように書いてありますけれども、具体的にどのような場合に適用されるのかお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 基本的に、あまりそういうことはやらないとは思いますが、町長はとありますから、私のほうで、例えば急激に10億円とか支払いが生じて、普通預金等の現金が支払いに足らないと。でも、一方で1か月後か何かに必ず収入もあるというときに、確実な繰戻しの方法、期間及び利率、何%の利息をつけて元の基金に戻しますよということを決めて、基金に属する現金を通常の基金に属さない、通常の手元の資金と同じようにして使うこともありますよ。例えば、そういうことはなかったですけども、特別定額給付金のときに、いきなり20億近く払ったかな、20億円近い現金を町民の方に1か月ぐらいで一気に払ってきましたけれども、国からの支払いがちゃんと概算払いで町民の皆さんの請求がどんどん上がってくるのに合わせて、国からも概算払いでどんとお金を頂いたので、1週間で10億円ぐらいの現金を町民の皆さんに払っても、手元の現金が足らなくなるということはなかったですが、そういうふうに支払いのタイミングと国から入ってくる補助金のタイミングとか、様々なものの期間がずれて、手元の資金のやりくり上、どうしても必要だと判断したときには、ちゃんといつには基金に戻すよと定めて支払いに充てて、ほかの収入が入ったらまた戻すということが出来ますよということで、多くの基金にこういった条文は入っているかと思うんですが、通常、城里町では財政調整基金とかが何十億もありますので、こういった目的基金のほうの繰替運用をしなくても、手元の現金とかほかの基金の運用で、通常こういう1,000万ぐらいの目的基金をそういった用途で使うことはあまりないんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） わかりました。

そうしますと、必ず借りたものは返すということで、一時的にそういうことがあって、大量のお金が必要になって借りたとしても、それはまた基金のほうに戻すと、利子をつけてということですよ。ですから、目的以外のことに使われてしまうということはないということでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） そのとおりでございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第58号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長 舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） 議案第58号をご覧願います。

議案第58号 工事請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

1、契約の目的といたしまして、令和2年度県単道改第1号、町道19号線道路改良工事であります。

2、契約の金額は6,259万円で、うち消費税額は569万円でございます。

3、契約の相手方は、茨城県東茨城郡城里町大字小勝718番地の2、株式会社三陽造園土木代表取締役、奥野成文でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札であります。

入札の結果につきましては、議案第58号説明資料のとおりでございます。

開札につきましては、令和2年8月4日午前9時から行っております。

予定価格につきましては5,713万円でございます。現在は仮契約中であり、議会の議決をいただいて本契約となります。

工期は、議会の議決日の翌日から令和3年3月25日までであります。

以上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第58号に対するご質問をお受けいたします。

4番 藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 6,200万。大きな工事です。真端地内と言いますが、場所的にどの辺なのか、具体的に教えていただければと思います。どのような工事をされるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

場所がどの辺でどういう工事なのかということですが、場所については大字真端地内なんです、旧七会支所を過ぎて左に真端大網地区に行く道路をずっと行きますと、山の頂上を登って下がる場所に、今度は右の真端地区の西側に入っていくところがあるんですけれども、そちらに向かう路線でありまして、こちらの真端線については、合併時の合併事業として見込んでいる部分なんです、入り口から奥のほうまで改良工事と一部拡幅工事を合併後から実施しているところなんです、今回の工事に関しては最後の工区となりまして、施工延長で85メートルなんです、実際、地元の議員さんとか、ほかの議員さんも一部現況が分かる方もいると思うんですが、現在の手前の既に施工済みの工区に関しては、真端地区、ここは山がしょってしまっていて、山ののり面を切り落としまして、のり止め工というのを手前の工区で実施しているんですが、この今回の議案となっている場所の工区についても、同じく山を上の方からのり面で3段から4段施工するというのを当初

考えていたわけなんですけれども、事業費のほうも当初の概算で1億を超す事業になりそうであったため、施工方法の修正や用地の地権者様の同意等をいただきまして、道路の山側じゃない民地側、飯村さんというおうちがあるんですけれども、そちらの建屋のほうの既存の積みブロックのほうを、寝ている勾配をちょっと直すのと、山側ののり地に対して積みブロックと大型ブロックで山止めをするということを見直しした結果、今回、当時の概算で約6,500万まで事業費が下がるというところまで持ってきました。

施工内容については、一部既に出来上がっているのり止め工をやっている部分から、今回工事部分の擦りつけののり面工と大型ブロック、あと積みブロック工、それと、道路改良でございますので、道路の縦断が現在山なりになっている部分に対して、既に前後がもう改良済みでございますから、そこに擦りつける部分の舗装工、附帯工が主となっております。

どちらにしても、大型ブロック、積みブロック、一部のり面工事がございますので、延長は短い部分ではありますが、先ほど説明したとおり、当初見込んでいた事業費よりも約3割から4割縮減した形で、今回設計いたしまして、今回の議会案件の工事の結果となっております。

よろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） ちょっと待って。課長、これ口頭で言われても全然分からないし。これ、図面か何か皆さんに提示してください。すぐコピーして。

○都市建設課長（大津好男君） 平面図でよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） そう、その場所。

○都市建設課長（大津好男君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 場所のコピーを、図面を今求めてありますので、今配付して、それからまた説明をもう一度受けたいと。

○14番（小坪 孝君） 要するに、現場図面の工事内容を書いた、ちょっと地図にどこまで行くか、やっぱり住宅地図に書いて、詳細に出していただきたいね。じゃ、これ金額的に、城里町、石塚の道だったら100メートル1,000万ぐらいで仕上がるのに、高度な金額がいつているから、ちょっと詳細な図面を出してもらってください。

○議長（関 誠一郎君） いずれにしても、資料の提出をお願いします。

○14番（小坪 孝君） ちょっと話では、六十何メートルとか、分からない。全然聞き取れないから。

○都市建設課長（大津好男君） 分かりました。

○議長（関 誠一郎君） これ、すぐ出るのか。

○都市建設課長（大津好男君） すぐ出ます。

○議長（関 誠一郎君） じゃ、ここで5分暫時休憩します。

午前11時02分休憩

午前11時20分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、都市建設課より配られました資料を基に、再度、都市建設課長大津好男君から説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 時間を取らせてしまい、どうも申し訳ございませんでした。

先ほどの説明を、平面図を基に説明したいと思います。

A3の、ちょっと白黒で申し訳ございませんが、平面図上の色が、ハッチがかかっている部分が今回の施工場所となっております。先ほど申しました施工済みというのが、向かって左側の白くなっている階段状に見える部分というのが、既にのり止め工を行って、前年度以前に竣工している工区でございます。ハッチから向かって右側についても、こちらのほうももう施工済みとなっている部分の間でございます。平面図を見ていただくと分かるとおり、今回やる道路のすぐ真上におうちの形が出ていると思うんですが、こちらがちょっと最初に、住宅地図で一度丸囲いしている飯村さんというお宅がここになっております。ここというのは、真端の奥に向かっていくと、右手がずっと山をしょっている路線でございます。ここについては、どうしても山止めというのは費用がかかるようになっております。今回、先ほど説明したとおり、費用を少しでも減少させられないかということで、昨年度来見直しをしております。こちらの正面の飯村さんのおうち側のほうの積みブロックの位置をちょっと屋敷のほうにずらすのと、積みブロックの勾配というのを立ちぎみにして、道路面の拡幅を行う分で手前側がしょっている山になるんですけれども、山のほうの切り出しも低減しながら、のり面が低減されるということは、この山を処理するのり面工、のり止め工の工種がかなり削減されることによって、当初、昨年度見ていたものより安価にできる工事といたしました。

主要な工種としては、屋敷側にも縞状に見える模様というのが、こちらが積みブロック工、その反対側の山際の土手のほうも、山ののり裾をちょっと押さえる必要がどうしてもあるものですから、こちらのほうを積みブロックのほうで止めるということで、山の頂上のほうまでいじらないようにしたものでございます。主要な工種としては、今申しました積みブロック工を附帯工といたしまして、道路舗装、それからU字溝の設置、それから、こちちょっと平面上では分からないんですが、飯村さんのお宅から道路まで約3メートルちょっと高さがございますので、こちらのほうにガードレールの設置ということで設計されている工区でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） ただいま都市建設課長より説明を受けました。議案第58号に対

するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 大分、かなり縮小されたということで、勉強されているようでよかったですと思いますが、これは、過疎対策事業費、過疎債も使える事業なんでしょうか。それを1つお聞きいたします。過疎対策が使えるんですか。

それからもう一つ、先ほど、飯村さんのところ、買収金額も含まった6,200万なんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員のご質問にお答えします。

こちらの飯村さんのところの今回の締結に関わる金額の中には、用地購入費等は含まれておりません。あくまでも工事の事業費となっております。

予算区分については、都市建設課、これはR2年度当初予算の額でございます。財源については、財務課長のほうでお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長舩橋行子君。

○財務課長（舩橋行子君） ただいまのご質問でございますけれども、今回のこちらの計上されました契約の内容につきましては、合併特例債のほうがありますけれども、過疎債は使われておりません。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 藤咲さん、よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） ちょっと納得できないんですけれども、後でいろいろ聞きます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坏 孝君。

○14番（小坏 孝君） ちょっと確認したいんですけれども、これは合併協の中の推進事業だと思うんですけれども、これは当初からかなり前からやっていた事業だと思うんですけれども、これ、この工事は何年度の予算の工事なのか、ちょっとあまりにも建設課が明許繰越が多いものですから、何年度の工事なのかちょっと教えていただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の工事は、令和2年度当初予算でお認めいただいた工事につきまして発注をし、契約について承認を求めるものです。

ちなみに、この真端線は、私が着任する前から用地買収を始めまして、工事の着手は平成26年か27年から工事が始まりまして、今年度が最終の予定です。現地へ行っていただくと、ほかはきれいになっていて、最後、この一番お金がかかる崖のところは間に最後残ったんですが、ここをやると、全体としてきれいにつながるのが分かります。今年が最終年度の予定でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○14番（小坏 孝君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第59号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 議案第59号令和2年度城里町一般会計補正予算書をご覧くださいます。

議案第59号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧くださいます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,681万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ151億7,283万8,000円とするものです。

第2条につきましては、地方債の補正を行うものです。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入でございます。

11款1項地方特例交付金であります。既定額に822万5,000円を追加するものです。個人住民税、自動車税及び軽自動車税に係る減収補填特例交付金の交付決定により追加するものです。

12款1項地方交付税であります。既定額に3億2,253万8,000円を追加するものです。普通交付税額の確定により追加するものです。

14款分担金及び負担金、1項負担金であります。既定額に15万8,000円を追加するものです。民生費負担金で、生活管理指導短期宿泊費負担金を追加するものです。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に3億5,153万7,000円を追加するものです。主なものは総務費国庫補助金で、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億9,138万6,000円を追加し、教育費国庫補助金で公立学校施設整備補助金6,465万6,000円を追加し、民生費国庫補助金で国県交付要綱改正により、子ども・子育て支援整備交付金450万1,000円及び子ども・子育て支援事業費補助金290万3,000円を減額するものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額から2億1,615万4,000円を減額するものです。主なものは、商工費県補助金で茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金4,195万3,000円を追加し、民生費県補助金で国県交付要綱改正により、安心こども支援事業費補助金350万円を追加し、農林水産業費県補助金で事業不採択による産地パワーアップ事業補助金2億7,001万3,000円を減額するものです。

3項委託金であります。既定額に38万6,000円を追加するものです。総務費委託金で

市町村事務処理特例交付金23万8,000円及び県条例制定請求署名簿審査事務経費交付金14万8,000円を追加するものです。

18款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額に1,000円を追加するものです。アイジー基金の制定に伴い追加するものです。

20款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に18万8,000円を追加するものです。確定により、後期高齢者医療特別会計繰入金を追加するものです。

2項基金繰入金であります。既定額から5億1,341万6,000円を減額するものです。森林経営管理意向調査業務に伴い、森林環境譲与税基金繰入金140万円を追加し、普通交付税及び繰越金の確定に伴い歳入が増加したため、財政調整基金繰入金5億651万6,000円、また、ふれあいの船事業中止により、ふるさと創生基金繰入金830万円を減額するものです。

21款1項繰越金であります。既定額に3億1,095万7,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定に伴い追加するものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に252万円を追加するものです。豚コレラワクチン追加接種頭数の増により追加するものです。

23款1項町債であります。既定額に1億4,987万円を追加するものです。石塚開放学級整備事業及び道路改良事業費の増により、合併特例事業債1億100万円を追加し、発行可能額の確定により、臨時財政対策債4,347万円を追加し、また、GIGAスクール関連により、学校教育施設等整備事業債2,600万円、補助災害復旧事業債240万円を追加し、過疎対策事業債2,300万円を減額するものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項議会費であります。既定額から264万3,000円を減額するものです。人件費及び委員会視察研修費等の中止による物件費を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に1,097万4,000円を追加するものです。主なものは、一般管理費及び財産管理費等で人件費を補正し、企画費でタブレットを活用した会議システム導入費用934万円及び公共交通事業者感染拡大防止対策支援金225万円を追加するものです。

2項徴税费であります。既定額から310万2,000円を減額するものです。賦課徴収費で申告相談会場の3密を防ぐため物件費を追加し、税務総務費で人件費を減額するものです。

3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額に545万8,000円を追加するものです。人件費及びコンビニエンスストアで証明書を交付できるようにするため、物件費を追加するものです。

4項選挙費であります。県条例制定請求署名簿審査事務経費の交付に伴い、財源内訳を補正するものです。

6 項監査委員費であります。既定額に 4 万 1,000 円を追加するものです。監査委員報酬の改正に伴い追加するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額に 249 万 9,000 円を追加するものです。主なものは医療福祉費で、補助金確定に伴う医療福祉費償還金 200 万 7,000 円を追加し、障害者福祉費で職員採用に伴い、地域活動支援センター 3 型事業委託料 178 万 5,000 円を追加し、社会福祉総務費及び国民年金費で人件費を減額するものです。

2 項児童福祉費であります。既定額に 2,803 万 5,000 円を追加するものです。主なものは児童福祉総務費で、特定定額給付金対象外となる新生児に対し、赤ちゃん応援臨時給付金 700 万円及び緊急事態宣言期間中に開所していた認定こども園等へ保育従事者等応援給付金 680 万円を追加し、保育所費で人件費及び新型コロナウイルス感染症対策設備導入費用に係る補助金 150 万円を追加するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額に 693 万 3,000 円を追加するものです。主なものは保健衛生総務費で、地域医療を支える病院、診療所の経営を支えるため、医療施設応援給付金 650 万円を追加し、保健福祉センター費で、新型コロナ感染症対策としてサーマルカメラ及び自動噴霧手指消毒機等の施設用備品 165 万 8,000 円を追加し、保健衛生総務費及び環境衛生費で人件費を減額するものです。

2 項清掃費であります。既定額に 227 万 9,000 円を追加するものです。塵芥処理費で人件費を追加し、し尿処理費で人件費を減額するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額から 2 億 4,786 万 7,000 円を減額するものです。主なものは農業委員会費で、人件費及び農業委員に対しタブレットを購入し、業務の効率化、オンライン化を進めるための農地地図管理システム導入委託料 947 万 1,000 円を追加し、農地費で県単かんがい排水路整備補助金 1,334 万 5,000 円を追加し、農業総務費で農業集落排水事業特別会計繰出金 1,387 万円を減額し、農業振興費で事業不採択による産地パワーアップ事業補助金 2 億 7,001 万 3,000 円を減額するものです。

2 項林業費であります。既定額に 202 万 2,000 円を追加するものです。林業振興費で森林経営管理意向調査委託 143 万 6,000 円及び林道山ノ入線洗堀補修工事 58 万 6,000 円を追加するものです。

6 款 1 項商工費であります。既定額に 2 億 6,975 万 3,000 円を追加するものです。主なものは商工業振興費で、需要創出城里町元気アップ振興券発行事業費補助金 1 億 2,020 万円及び中小企業固定費応援給付金 6,000 万円を追加し、観光費で新型コロナ感染症により経営に影響を受けた指定管理者へ継続を支援する新型コロナウイルス感染症指定管理者支援金 6,540 万円を追加するものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額に 44 万 7,000 円を追加するものです。人件費を追加するものです。

2 項道路橋梁費であります。既定額に 1 億 2,295 万 8,000 円を追加するものです。主な

ものは道路維持費で、町道維持補修に係る測量設計委託904万2,000円及び工事費2,040万5,000円を追加し、道路新設改良費で、こび山線道路改良に伴う用地購入568万円及び物件移転補償費2,005万円を追加するものです。

4 ページをご覧ください。

3 項河川費であります。既定額に6,327万6,000円を追加するものです。河川総務費で、消火栓維持補修に伴う測量設計委託1,156万1,000円、工事費4,952万2,000円、用地購入129万3,000円及び物件移転補償費90万円を追加するものです。

4 項都市計画費であります。既定額から986万円を減額するものです。公園費で百目鬼公園内水路を塞いでいる流竹木伐採撤去業務25万4,000円を追加し、都市計画総務費で人件費を減額し、公共下水道で公共下水道事業特別会計繰出金937万4,000円を減額するものです。

5 項住宅費であります。既定額に1,087万8,000円を追加するものです。住宅管理費で南団地A・B棟水道メーター及び集中検針盤交換268万6,000円、南団地受水槽交換工事費515万円及び那珂西団地駐車場整備工事費754万6,000円を追加し、人件費を減額するものです。

8 款 1 項消防費であります。既定額に216万円を追加するものです。消防施設費で防火水槽撤去に伴う工事費253万円を追加し、非常備消防費で人件費を減額するものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。事務局費で既定額に1,398万1,000円を追加するものです。事務局費で石塚小学校校庭開放時警備の委託16万2,000円、アイジー基金積立金1,000万1,000円及び人件費を追加するものです。

2 項小学校費であります。既定額に1 億530万3,000円を追加するものです。主なものは学校管理費で、G I G Aスクールモデルに対応する校内ネットワーク環境構築委託3,974万9,000円及びスクールバス増便に係るバス運行委託1,721万2,000円を追加し、教育振興費で教育用タブレット及び付随するソフト等の購入、設定に係る経費として端末セキュリティシステム構築委託575万1,000円及びG I G Aスクール標準仕様タブレット購入費3,897万5,000円等を追加するものです。

3 項中学校費であります。既定額に5,084万9,000円を追加するものです。主なものは学校管理費で、G I G Aスクールモデルに対応する校内ネットワーク環境構築委託1,806万6,000円を追加し、教育振興費で教育用タブレット及び付随するソフト等の購入、設定に関する経費として、端末セキュリティシステム構築委託344万5,000円、G I G Aスクール標準仕様タブレット購入費2,197万7,000円及び中学3年生修学旅行中止に伴う代替給付金549万5,000円等を追加するものです。

4 項社会教育費であります。既定額から1,768万円を減額するものです。主なものは社会教育総務費で、ふれあいの船中止に伴い町内の小学6年生を対象にふれあいの船事業代替給付金469万円、コミュニティセンター費及び図書館資料館費で、新型コロナ感染症

対策としてサーマルカメラ及び図書除菌機等の施設用備品344万2,000円を追加し、人件費を減額するものです。

5項保健体育費であります。既定額に11万6,000円を追加するものです。学校給食センター費で学校臨時休業に係る学校給食休止分の業者違約金166万4,000円を追加し、人件費を減額するものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。補助災害復旧事業債の追加に伴い、財源内訳を補正するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

第2表地方債補正であります。

上段、追加の学校教育施設等整備事業につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業GIGAスクール関連で2,600万円を追加し、災害復旧事業につきましては、直轄災害復旧事業那珂川沿岸地区負担金240万円を追加するものです。

変更の合併特例事業につきましては、石塚開放学級整備事業1,000万円のほか、町道改良事業費等の増により1億100万円を追加し、過疎対策事業につきましては、過疎債調整により2,300万円を減額し、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴い4,347万円を追加し、それぞれ限度額を変更するものです。

以上が議案第59号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）のご説明ですが、詳細につきましては6ページから30ページの事項別明細書、給与費明細書となっております。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩といたしまして、午後1時より再開……

○14番（小坪 孝君） 休憩しちゃうの。ちょっと1点だけお尋ねしたいんですけども、午後からちょっと帰るもので。

○議長（関 誠一郎君） どうぞ。

すいません、訂正します。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 9ページ。農林省の補助金のパワーアップ事業補助金、なぜこれが2億7,000万もの減額になっているのと、あとは、最後の、これ給食かな。賠償金。160万幾らか。ちょっと詳細に教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） ただいま14番小坪議員のご質疑にお答え申し上げます。

産地パワーアップ事業につきましては、ご指摘のとおり今回減額となっております。2億7,001万3,000円ということで、こちらにつきましては、国の補助を活用しまして、地元の農業者が取組を予定しておりました。国のほうへ事業申請前の要望量の調査を町のほうで県を経由して提出しておりましたが、国のほうの制度としましては、現在農業採択も非常にポイント制というものを採用しておまして、今回、この法人事業者につきましては

は、国のポイントが及ばなかったということで、先ほど申し上げましたように、不採択事業ということで国からの連絡がございましたので、本件につきましては、本来国から町を経由して事業主体に2分の1の補助でございましたが、不採択事業ということで、今回についてはこの事業を見送るという形になってございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） ただいま、小坪議員よりご質問のあった件につきましてお答えをいたします。

こちらの学校給食センターの補正予算につきましては、4月から6月の学校休業に伴いまして給食を中止した分につきまして、学校給食事業者に対しての麺、パン、米飯それぞれの加工賃につきまして、実費の90%を違約金として支払うというものでございまして、前年度3月分と同様のものとなっております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 後で、定例会で聞きます。違約金については、これ課長、予算化する前に、議会に提出をして議決をもらって違約金の予算を計上するのが、私は先だと思うんですよ。議会の議決をもらって。それ、ちょっと調査しておいてください。

あと、ちょっと産地パワーアップ、私は委員として入っていたやつなのかな。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質疑でございますが、委員として審議に参加いただいた再生協議会のほうで協議をいただいた内容でございます。

○14番（小坪 孝君） じゃ、定例会で聞きます。いいです。議長、ありがとう。

○議長（関 誠一郎君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 質問じゃないんですが、先ほどの町長の挨拶でも、今日の全協は定例会の前に詳細に説明するものであるということでありますから、この1億2,000万とか、商工費とか観光費とか、あるいは先ほど財務課長の説明にあったサーマルカメラとか文言が出てきましたけれども、そういったものの説明書というんですか、それをこの昼休みの時間に提出していただきたい、つくって。1時までに。そのほうが、聞くほうもいいし、質問するほうも、説明するほうも、そのほうがいいと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 執行部のほうで、よろしく説明資料をご準備のほどお願いいたします。

ここで暫時休憩とし、午後の再開は1時としますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、財務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

財務課長 船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 午前中に藤咲議員さんからご質問がございました町道19号線改良事業の財源につきまして、合併特例債と申し上げましたけれども、過疎対策事業債を予定してございます。おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） それでは、引き続き議案第59号に対する質問をお受けいたします。

町長より、今配付しました説明資料の説明をするということでございます。

町長 上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ただいま、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金課局提案一覧ということで、議会に示す予定でつくったわけではなくて、内部でつくった資料なんですが、何か配ってほしいというお話がありましたので配らせていただきました。当初から議会に配ることを想定していなかったもので、多少数字が誤っていたりした場合は申し訳ないと思います。内部での検討用の資料です、もともとは。

まず、縦のA4、2枚のやつなんですが、これが総括表で、第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一覧表です。これは、一番後ろのほう、ちょっといきなり最後の結論の一番後ろのほうを見ていただきたいんですが、城里町第2次地方創生臨時交付金限度額というのがあります。これが、国からもらえるお金がどれぐらいもらえるかというものが書いてあります。この一番最後の表に事業継続や雇用維持分、地域活性化分計とありますが、後で事業継続分と地域活性化ってどれが当たるかというのは、それぞれの表を見てもらうと分かるんですが、2回目の国の臨時交付金ですので、これに対応したお金が予算計上で4億8,081万7,000円予算計上されています。この一覧表を全部足すとこの金額になります。

それに対する財源の内訳はというと、国からもらえる交付限度額が3億4,240万3,000円国から交付金が2回目の交付金としてもらえると。これは2回目なので、6月議会の後、7月補正、8月補正、9月補正のもの、7月補正と8月補正はやっちゃっていますが、議会を通っていますが、それに9月補正。3回分を合わせて3億4,200万の交付金が国から予定されておりますということです。

それ以外に、その隣にいきますと、地域企業力向上応援事業ということで、県からの交付金が4,195万3,000円予定されております。そのほかに、その他特財とありますが、ほとんどがパソコンです。小・中学校の1人1台タブレットの今年は特別に全員分補助をつけますということで、そういった特定財源が来ていますので、それが4,296万7,000円と。そ

れに、最後一般財源が5,300万入りまして、4億8,000万余りの事業となっております。一般財源5,300万となっておりますが、実際、事業の執行に当たっては一般財源の投入額は減っていくと思われれます。なぜかという、これはあくまで見積額で予算計上をしていますが、入札をやると必ず1割とか2割、2割も下がらないかもしれないですけども、何割かは必ず落札で下がりますので、予算額よりも、例えば入札の実施により何%か下がってくるはずです。それから、例えば商品券も1億2,000万円分配っても、実際には1割分ぐらい、期限までに使わないで、たんすの中にしまっちゃう人が10%ぐらいいたりするんです。これまでもそうだったんですが。そうすると、1億円の商品券事業をやっても、9,000万しか実際にはお店で使われなくて、1,000万はたんすで眠って終わってしまったりします。ということで、そういうふうに執行率が下がってきますので、国からもらえる3億4,000万と県からもらえる4,100万円が使い切らないで補助金返還にならないようにするために、5,300万ぐらい、少し一般財源を加えて補助上限額より大きめに少し予算を組むわけです。実際、執行のときには少し下がってきて、大体、補助金の国からの交付金に近くなるように、ちょっとオーバーするくらいになるように見込んだつもりです。

実際は、執行に当たっては、そういうふうに執行率が下がらないで100%申請が来たりとか、使い残しなく使われたりすると5,300万一般財源そのまま出る可能性もないわけではありませんが、これまでの様々な事業を行った経験から、執行率がこれぐらい下がるだろうというふうなことも見込んで、少し一般財源を足しているというわけでございます。

次に、ナンバー1からナンバー2と、分厚い施策提案表で、1つ1つの施策、何をやるかということが書かれています。これについては簡単に各課から説明させましょうか。資料だけ渡せばいいですか。

せっかくですので、短く簡単に施策ナンバー1から順番に説明させます。

まちづくり戦略課、ナンバー1からちょっと。どうぞ。

説明要らなければやめますか。要らない。

[発言する者あり]

○町長（上遠野 修君） そうですか、分かりました。説明は、時間これ、やっていたら本当にかかっちゃうので、これ、見ておいてください。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） それでは質疑を受けます。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それでは、19ページなんですけれども、商工業振興費、この中で1億2,000万ほど元気アップ振興券の発行事業、補助事業、これが出ていますけれども、これ、前回よりもちょっと多いような気がするんですけれども、これ、金額は増しているんですか、1件当たり、1人当たりの。

その件と、それから、第1弾のときに、たしか5,000円の商品券を配ったと思います。

商品券がもう大分使われている中で、どのような業種がどのぐらいのパーセンテージで使われているかというのが、ある程度の数字は出ていると思うんですけども、それを教えていただきたいなと思います。

それから、商工業振興費の中で、一般財源からも890万5,000円出ていますけれども、この890万はどの部分で出ているのか、これもお伺いします。

以上3点。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

3項目ほどだと思うんですが、もし漏れがあれば後ほどお願いしたいと思います。

まず、地域アップ振興券、今回1億2,000万というようなことで、増額されているのではないかというお話でした。前回1人当たり5,000円の商品券を配らせていただきました。今回1,000円アップして6,000円ということで計画を立ててございます。

次に、既に発行した元気アップ振興券のどういうあれで使われているかという内訳なんですけれども、大きく分けまして共通券と限定券ということで、大店舗とそれ以外というような仕分けもしてございます。その中で、実際に8月分、8月2回ほど精算しているんですが、8月時点で全体で20.8%というようなことで支出をしてございます。1,989万3,500円になるんですけれども、その内訳としまして共通券というようなことで、それが1,100万円、全体にして38.6%。それと限定券ということで、大型店舗、これが882万円、13.1%。限定券が小規模です。小規模のほうが882万ということで、13.2%というようなことで、8月では交付をしているところでございます。

3点目ですけれども、890万5,000円一般財源が入っているという、その内訳はということでございます。これにつきましては、何項目かに分かれてくるんですけれども、元気アップのほうで193万4,000円。中小企業の固定費の応援給付金、これで647万1,000円。それと、新型コロナウイルス感染症対策事業所の支援金ということで50万円。これを足していただければ890万5,000円という数字になってきます。

よろしくお願ひします。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 分かりました。ただいま、最後に課長のほうから説明のありました元気アップのほうで193万、そのほかのもので、もろもろというような、先ほど町長のほうから説明があったように、ある程度の補助金が来ます。でも、100%使われるわけではないので、その分を上乗せしてちょうど実際に補助金に来るぐらいになるだろうという部分で、これを上乗せしているということによろしいですね。

○町長（上遠野 修君） まあそうですね。

○2番（加藤木 直君） そういうことなんですよね。

○町長（上遠野 修君） 　　です。はい。

○2番（加藤木 直君） 　それから、ただいまの課長の説明の中で、第1弾のときの実績なんですけれども、できれば、例えばガソリンスタンドとか、そういうところで何%ぐらいとか、大型店舗で何%、それから中小のいろいろありますよね、魚屋さんとか、おまんじゅう屋さんとか。そういったところで、そういうものができれば知りたいなと思うんですけれども、これは出ますか、後で。それが分からないと、ちょっと実際に効果があったのかどうかというのが、そういうもので見ないとちょっと分からないような気がするんです。ほとんどがガソリンとかそういうもので使われているのでは、ガソリンはコロナ関係なく使いますからね、皆さん。ですから、その辺のところ、やはりいつも以上に元気アップの振興券を配布することによって、こういうところが潤っているよという中小の店の方、やっぱりそういうものが、ないちょっと効果のほどが分からないので、それが分かるようなものがあれば教えていただきたいなど。後でも結構です。

○議長（関 誠一郎君） 　まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 　引き続き回答させていただきます。

　換金のほうは商工会さんのほうでお願いして行っておりますので、お店ごとの換金という換金のお金というのはつかんでおりますので、それをある程度仕分けして、ある程度の業種ごとには分けられるとは思いますが、その辺は努力させていただいて、実際には8月分だけになってしまうかもしれませんが、次回の本会議のときには資料としてお渡しできるようにさせていただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 　よろしいですか。

　ほかにございますか。

　2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 　22ページなんですけれども、消防費、この中で消防施設の解体工事ということで250万ほど上がっていますけれども、これはこういった施設の解体工事なのか教えてください。

　それと、これは当初予算ではないので、急を要するものなのかどうか、これも教えてください。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 　総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 　ただいまの2番加藤木議員さんからのご質問でありますけれども、消防施設解体工事ということで、こちらは防火水槽2基の撤去工事を予定しております。下坪地内、粟地内ですか、国道123号線のバイパスの関係が1つと、あと土地の所有者から邪魔だというか、そういう話で撤去してくれということで、当初予定にはなかったんですけれども、補正でお願いしています。

○議長（関 誠一郎君） 　よろしいですか。

○2番（加藤木 直君） 　分かりました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 19ページの3番の観光費ですけれども、新型コロナウイルス感染症指定管理支援金6,540万入っていますけれども、これの説明をしてください。それから、20ページの道路維持費の調査測量設計委託、これは、今年度予算でできなかったのかどうか、新たなものなのか、どういう体質のものなのかを説明してください。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

お配りしました別冊の、ちょっと細かくて申し訳ないんですが、資料のナンバー7というところをご覧いただきたいと思います。

事業名として、新型コロナウイルス感染症指定管理者支援金事業ということで、ここにお示ししてございます。事業の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、指定管理施設の運営に支障が生じている指定管理者に対し、施設の維持または継続のための緊急支援として予算の範囲内において指定管理者支援金を交付するという内容でございまして、対象につきましては、町内の公の施設の指定管理者で新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度上半期の売上げが前年比で3割以上減少しており、指定管理施設の運営に支障が生じている者、かつ、今後も事業を継続して行う意思を有する者ということです。

支援金の金額につきましては、休業中の施設維持管理費、施設の再開後に向けた準備や施設の改修など感染予防対策経費及び再開後の施設維持管理経費の合計額相当額の3分の2を交付するという内容になってございます。

積算の内訳につきましては、ここに記載のとおりでございまして、合計で9,800万円ほど経費として光熱費、燃料代、消耗品費等がかかってございます。その3分の2、6,540万円を今回予算のほうに計上させていただきました。

主に開発公社、ホロルの湯なんですけど、毎月毎月売上げが減少しているというようなことで、昨年2月から売上げのほうが増加しております。月でいきますと600万、多いときには700万というようなことで減少しております。経費のほうも、かかるものはかかるというようなことでありますので、今回このようなことで3分の2の6,500万円というようなことで計上させていただきました。

参考までに申し上げますと、隣の常陸大宮さんなんかも、三太の湯、四季彩館、ささの湯ということで温泉施設を持っております。ここでも、早々と1億5,000万ほど7月の臨時会のほうでお願いをしているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

20ページ、1目道路維持費の中の12節委託料の1,233万1,000円について、これはどういう事業なのかということでございますが、こちらについては、昨年度から町においてストックヤード整備事業の委員会を行っていたところなんです、先日、中間諮問ということで石塚地内及び増井地内にストックヤードとして候補地の選定がなされました。候補地については、現況の地形とか現況の排水の状況とかの確認をする必要がございますので、その2か所の地形測量業務費として約330万ほど計上しております。

そのほかなんです、昨年の台風19号により、町内においてはかなり広域的に被害を被っていたところなんです、昨年度、災害維持費としてR1の予算として実施しております、今年度に対して明許繰越してきているところなんですけれども、その中で、現場を実施するに当たり、再確認する土地という部分が出てきておまして、場所においては小坂地内において小排水路の復旧整備があるんですが、こちらのほうの現地の境界及び地形測量を実施する必要があるものとして見込んでいるものと、こちら道路の維持費でございますので、災害復旧工事において、道路の修繕を今実施しているところなんですけれども、その部分において、民地の部分が多々ありまして、その中の用地測量、どうしても構造物等を設置するものですから、換地として用地を買い入れしなくてはいけない部分が、ここ道路用地で3か所発生しております。その部分の用地測量業務として、先ほどの小坂を含めて約900万、それで委託費1,233万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の説明は、調査測量設計委託、ちょっと専門的なことで私はよく理解できないんですが、表か文章か書類か何かで、後でもいいですので提示していただけませんか。お願いできますか。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 地形測量、用地測量、境界測量の区分について、後日意味合いというものを一覧ではないんですが、用語のことについて提出したいと思います。

○4番（藤咲芙美子君） お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 先ほど、まち戦のほうから答弁をいただきました。

コロナのほうで、かなりいろいろ開発公社にも影響があったということをお聞きしました。何か月ぐらい、どこの施設で休まれたのか、そしてこの6,500万円はどこの施設にどういう形で支給されるのかがちょっと不透明なんですけれども、よく分かるんです。こういうコロナで影響があったということで使われるというのは分かるんですけれども、どこの施設に何か所ぐらい、どのぐらいの、どういうものでつぎ込まれた金額なのかをちょっと教えていただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の6,540万円のコロナウイルス感染症対策指定管理者支援金事業は、ほとんどが、大部分がホロルの湯というふうに見てもらって間違いないかなというふうに思います。ホロルの湯が8,300万、それ以外のところが残りの1,400万がふれあいの里といったところですので、ほとんどホロルの湯に対する入場者減に伴う支援金となっております。ホロルの湯ですが、6月に再開以降、徐々に入場者数が回復していましたが、また7月に城里町内で居酒屋及びカラオケ店での大量の、約10名の感染者があつて以降、再び売上げが減りまして、特に一番期待していた夏休み、最も売上げが上がるはずだった夏休み、半分ぐらいの入場者でした。通常1,300人ぐらい、毎年入ってくる、連日1,000人を超えて入場者があるはずの夏休みにおいて600人台ぐらいの一番の繁忙期のお盆休みですら600人とか700人というような入場者が続きまして、期待していた夏休みでのV字回復ということは、残念ながら起こらなかったというか、むしろ7月よりも8月のほうが対前年比で営業が下がってしまうという非常に厳しい状況でありました。開発公社におきましては、現在従業員を一部休ませております。食堂の営業時間を減らしたり、さらに、9月の後半からは全体の営業時間も縮小しまして、人件費の抑制等にも取り組んでいるところですが、開発公社全体として6,540万程度の支援金を受けて、何とか今年生き残れるかどうかというような状況だというふうに、現場の数字を見て考えているところであります。通常、夏休みを終えた8月末で6,000万とか7,000万現金がなきゃいけない時期なんです。今のところ、手元の現金が2,000万とか、それぐらいになっていると伺っていますので、と理解しておりますので、大変経営的には厳しい状況だというふうに認識しております。

近隣では、なか健康センターがもう営業をずっとやめてしまっている状態で、従業員にも解雇のお知らせがあつたというふうにインターネット上で記載されていたりしますので、そういうことで、温浴施設業界全体が大変厳しい状況になっているかと思えます。お客さんが来なくても、お風呂は沸かさなきゃいけないし、お掃除の人は雇っておかなきゃいけないし、あんまりお客さんが減っても費用が落とせないというのが、この温泉施設の特徴でして、お客さんが下がった分、原価が下がればいいんですが、お客さんが下がっても原価があまり下がらないので、本当に厳しい状況でございます。

常陸大宮でも、1億数千万円の経営支援を7月に決定したというふうに伺っております。城里町におきましても、6,540万円ということで大きな金額ではありますが、こういったことにも使えるように国から交付金が来ておりますので、国の交付金を活用して固定費を支援して、開発公社の経費に対する支払いが滞ってしまわないように、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 休業をしたのは何月から何月までですか。ちょっとお聞きいた

します。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 休業いたしましたのは、4月6日から5月26日まで、緊急事態宣言中1か月半程度休業をしております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 確かに減っているのは分かります。原因はコロナです。コロナによって、施設に利用するというのが難しくなっている、そういうのがあります。この施設を利用したくないというのは、誰しものが皆同じだと思います。それは、どこの業界でも同じだと思うんですけども、コロナをまずすっかり休んじゃって、雇用調整助成金、補助金、支援金とか、そういう何か別なもので補助できなかったのかなというのを感じますけれども、これは、もしあれだったらちょっとお聞きしますけれども、これは国からの支援金で全部賄っているものですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 先ほど、A4縦のやつで説明したとおり、コロナ対策の交付金というのは、国分と県分を合わせて3億八千数百万来ているわけですが、要は、今回のコロナ対策事業、全部で4億8,000万あって、5,300万ぐらい一般財源を充てていると。大体1割ぐらい一般財源を充てる計算で予算全体を組んでいるんですが、満額執行されれば5,300万一般財源が入りますし、さっき言ったように、入札による調達価格の減とか、全員分補助金を申請しているけれども、補助金って必ず全員が申請しないで、何割か申請しない人がいるので、それによる減というものが入ってくると、一般財源の投入というのは、予算上では5,300万一般財源が入っていますが、実際の決算段階ではそんなに、総事業規模に対して10%も一般財源が投入されない形で事業が終わるのではないかというふうに予測はしているところです。

ホールの湯に対する支援金ですが、ここに関しては100%国の交付金を当て込んでいます。というのは、申請割れというのがないと。開発公社としては6,540万予算が認められたら、6,540万支援金を申請する予定ですので、そのまま全部国の交付金を当て込んでいる事業として考えております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 大体分かりました。

もし、コロナの影響というのは、やっぱり相当町でも影響を受けていると思うんですけども、いろんなところにやっぱり大きな影響で立ち行かなくなっているというのは、よく分かります。だからこそ、このコロナに対しての対策を、どういう形でどこに、どのようにして計画的に対策を立てていこうかというようなことを、しっかりと立てていかなければならないんじゃないかと思うんです。ですので、コロナで影響になって、入場者が半分になったと言って、どうしよう、どうしようって言うだけでどうにもならない

んです。ですので、その対策をどういうふうにしたらいいかというのを考えてもらうというのも一つの手だと思うんです。ですので、お金、それだけ入るといのは、それはわずかな金額だというようなことは言っていましたけれども、国から来る金額から見れば、10%というようなことを言っておりますけれども、本当に施設を利用するというのは、東京から、それから今は九州のほうからも来る、みんな利用している人たちがたくさんいるんですよ、あそこは、ふれあいの里なんかは。ホロルもそうなんですけれども、皆怖くて利用できないというのが、中止にするということが、やっぱり多くあるんです。ですので、そのところを少し様子を見ながら、じゃ、これからどういうふうにして計画を立てていこうかという、長期に考えて、しっかりと計画を立てていただければなと思っております。事業再建にコロナ対策をどうするかというようなことを考えていただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 貴重なご意見をいただきました。コロナ禍の中で、どうやってお客様に安心していただいて、そして来ていただけるかということ、もう一度従業員と一体になってよく考えていきたいと思っております。

ホロルの湯は、もちろんそこで働いている従業員に対する給料だけで年間1億円近いんですが、数十人、50人じゃ利かない人が働いていますので、100人はいかないけれども、80人ぐらい従業員がいるかと思えます。パートさんがほとんどではあります。そういった人たちも、雇用調整助成金をもらえるからおうちでずっと寝ているというのでは、やはり人間として張り合いがなくなってしまうので、できることだったら働きたいという思いを皆さん持っていらっしゃいます。

それから、従業員だけじゃなくて、そこに、例えば野菜を納品している農家さんとか、あるいは八百屋さんとか、様々な人たちがホロルの湯に物品を納品しておりますので、ホロルの湯が完全休業に入ってしまうと、そこで売られている野菜だのお米だの、いろんなものが売れなくなってしまうので、従業員は雇用調整助成金でいいかもしれませんが、そこと取引がある人たちは、皆納品がなくなってしまうと困ってしまうという面もあります。

それから、ビジネスというか商売の鉄則なんです、1か月、2か月休むなら、何とかお客さんが戻ってくるけれども、1年間完全に休んでしまうと、会員券も全部返金しなければいけなくなって、いわゆる常連さんが離れてほかの施設の会員になってしまったりすると、コロナが収まった後営業を再開したときに、もう常連さんがほかの施設の会員さんになっちゃってたりして、もうお客さんが帰ってこなくなってしまうと、やはり厳しいということで、多くの飲食店などでも赤字でも営業する理由として、長期に休み過ぎてしまうと、お客さんが離れて二度と帰ってこなくなるのを恐れて、多少赤字でも歯を食いしばって営業を続けているところが多いかと思うんですが、ホロルにつきましても、そういった様々な、従業員ももちろんですし、多くの方がそこに関係しているので、完全

に止めてしまうわけにはいかず、いかにして安心してお客様に来ていただけるか。そして、だからといって幾ら赤字を出してもいいわけではないので、お客様にも少し迷惑をかけますが、時短営業などをやって、少しでも赤字が減るような工夫をしながら頑張っていきたいと思います。

また、こういうことをやったらお客さんが増えるんじゃないかというようなアイデアがあったら、ぜひ取り入れていきたいと思っております。

貴重なご指摘、ありがとうございました。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） いいですか。

ほかにございますか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 今、町長がお話しになった開発公社の話なんですけど、予算額として6,540万円だということなんですけど、このペーパーを見ると経費合計が9,800万、約1億円近いんですが、この合計額の3分の2で6,540万というふうになっているんですが、この意味はどういう意味なんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 固定費のなぜ3分の2かということなんですけど、国のほうでコロナ対策として家賃補助、固定費の典型的なものとして家賃補助を3分の2打ち出しております。県のほうでも、中小企業の家賃以外の固定費に対する補助として、県のほうでも3分の2を行いますと。国や市町村と連携して、県のほうでも3分の2固定費補助をやりますよというようなことがうたわれておりますので、それに合わせて、町のほうも固定費相当額の3分の2として今回制度を設計しております。

今言った県の3分の2補助のほうは、指定管理者じゃなくてももう一つのほうの、もう一つ6,000万ぐらいの事業が中小企業対策で出されていますが、そちらのほうの6,000万のほうには県の補助が入っています。補助率は同じく3分の2となっております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 実際に、今現在経費合計として約1億円のお金が開発公社にはないということで、この数字を9,800万という経費で出ているということによろしいのでしょうか。

結局のところ、3月までまだあと半年近くあるわけですけども、3月のときに、いわゆる補填しなければいけない金額というのは、どのぐらいまで数字を見込んでいますか。もうこの中に入っているんですか、9,800万で、こんなもんだらうという形なんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 3月末の時点で6,500万で足りるのかというご質問だと理解し

ますが、この6,500万で足りるように、今知恵を絞って経費の節減と収入のアップに取り組んでいるところです。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） なるほど。これで済むように、あと半年間頑張っちゃうということですよ。なるほどね。

結局、来年度に向けて事業計画とか、指定管理者のほうも、今度公募をして決定するという流れもあるんでしょうけれども、ほぼほぼ、どういうふうにしていくのか分かりませんが、シミュレーション的には、大体毎年、今まで過去では約4,000万ぐらいのお金を、税金が組み込まれている。入っているわけなんですけれども、様々な財産を、町の町有財産をきちっと管理し維持していくということが財産を維持することの前提ならば、もう少しお金がかかるわけなんですけど、そういったトータルの話合いとしては、今、まち戦課が所管になると思うんですけども、具体的にどのような話でお金を稼ぐ方法というのは幾つかプランニングは、この3月までの間に研究されていると思うんですけど、ちょっと幾つかご紹介いただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 正直に言いまして、まだ指定管理者としての次の5年間の経営計画までは開発公社内でまだ立てられておりません。公募も今月中には指定管理者の選考委員会を立ち上げて、公募要項等の承認をいただいて公募を開始しようかと思っているんですけど、まだ開発公社として、次の5年間の経営計画を立てるには、まだ至っておりません。直近で、今6,500万円の支援金をお願いしている段階でありまして、この下期をいかに乗り切るかというところに、今皆頭を使っているところです。9月の4連休の後からは、再び時短営業に入ります。10時から夜8時までの営業ということで、夜1時間だけ営業時間を短くさせていただきますが、その裏側で、今までツーシフトでやっていた仕事を休憩時間や出勤時間の調整をして全てワンシフトでやるということで、人件費を約半分ぐらい、これまでの定常的な状態の半分ぐらいの人件費でホールの湯を回せるようにしようということで、今一生懸命頭を使って出勤計画を立てたところです。要は、毎日出勤していたのが、1日おきの出勤でも、大体ホールの湯として回るように人員配置計画等を見直して、お客さんが減ってもそれに耐えられるような、筋肉質というか、引き締まった管理体制を取ろうとしております。

また、6月議会でプールの入場料が平均で50円ぐらいで安過ぎるのではないかというご指摘もありましたので、今までは会員さんからは年会費を頂いているので、プールは無料で会員さんには入っていただいておりますが、今は会員さんからも条例に従って100円取ることに条例でなっていましたから、会員からも入場料以外、別途100円のプールの入場料を全員から取るように変えました。それで、年間100万から200万の売上げアップにはなるとは思いますが、会員さんからはお叱りの声もいただきましたが、確かに、例えばプー

ル事業でとても平均単価50円ではプールの維持費は出ませんので、例外なく100円はプールに入るときには頂くというようにしたりして、開発公社としても、収入アップあるいはコストダウン、それからお客様にも適正な料金のご負担ということで、努力をしております。

どうか、そういった現場の努力も涙ぐましいものがありますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○8番（河原井大介君） はい。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいま、河原井議員からも質問がありました開発公社の件なんですけれども、6,540万を、これ、コロナ対策で来るお金だと思うんですけれども、例えばそこに使わなければ、こちら役場で町民に使える部分でもあると思うんです。

それで、ただ6,500万円足りないからというの、6,540万円の算出というか、どういう部分でそれが欲しいのかというのは、確かに今、人が入っていないので厳しい部分はあるかと思えます。これを、今年度どうやってもたせるかといった、最後はやはり、当初よりもまた違った形での事業計画なり、そういったものがないと、ただ6,540万円を足りないからくれと言われても、その6,540万円って何なんですかって。やはり、そこにはある程度内訳が入っていて、過不足の部分、こういう部分が足りないんですよということが分からないと、ただ議会に6,540万欲しいと言ったって、それで全額国から来るやつですよ。国から来るやつでも、町から出すやつでも、税金は税金ですよ。ですから、その辺のちゃんとした、やはり厳しい財政をどうやって健全なものに再建していくかというような計画なり、そういったものはつくられていないわけですか。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今、次の5年間の経営計画の策定までには至っておりません。恐らく、12月の議会で指定管理者の公募結果、審査結果を12月の議会で承認していただくことになるかと思うんですが、そのときまでには開発公社としても、次の5年間の経営計画を立てて、もし選ばれば、こうしますというような計画をお示しできるかと思えます。

今の段階では、次の5年間任せていただけるかどうかということよりも、目の前の半年、どう乗り切るかというのに、今最大の力をやっています、本当に例えば、今まで100円取っていなかったものを100円取るようにするに際しては、従業員からお客様から怒られるから、今まででいいんじゃないかとか、様々な声があるのを管理者が説得して、こういふときだから、よく説明してお客さんからお金をもらわなきゃいけないんだということで、一部の反対を説得しながら、お金をもらうように変えて、実際、その後もちゃんと100円払って来てもらえるようになりましたから、100円払うからやめたという人はそんなにおりませんでしたので、何とかご理解いただけたかなというふうに思ったりしています

し、先ほど言いましたように、今までツーシフトでやっていたものを、ワンシフトで回せるようにしたというのに当たっても、言うのは簡単なんです、その人員のローテーション計画を立てたり、それぞれの人にお話ししたりして、会社としてこういうふうにしていかないと、収支が非常に合わないということで、苦しい、誰でも今までどおり毎日働きたいところを、1日おきの勤務にさせてほしいということで、例えば説得したりして、新しいシフト体制をつくるわけですが、そういったコロナの危機に直面した半年を乗り切るための計画に、今正直言って精一杯だというふうに思っています。

ただ、この半年、これだけ厳しい半年をいろいろ工夫で乗り切ると、お客さんが戻ってきたときには、今までよりも非常に強い会社というんですか、厳しい危機を乗り切った会社になりますので、お客さんが元に戻ったときには、今までよりもいい経営成績が残せるような会社体質に、コロナを乗り切ることで生まれ変わるのではないかとこのように思っております。

なかなか会社が変わるといのは難しいことなんです、こういう危機に直面するといのは、それを乗り切る過程でいろんな業務の見直しが行われますので、次の5年に向けた厳しいトレーニングとか、試練だと思っております。

次の5年は、しっかりと町民の皆様からのご負担はあまりかけないで経営できるような体制にしていきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 何を言っているか、ちょっと全く分からないんですけども、私が聞きたいのは、やはり今年度、大変入場者も少なくて厳しいという中で、どういうふうに厳しい財政を再建していくかという再建案みたいなものがないのかと。それと、ただ6,500万と言われても、その6,540万円の内訳とか、過不足の部分、こういったものが、ただ欲しいんですよと言われてただけで、だってオーケーできないじゃないですか。中身が分からないんだもん。それを聞いているんですよ。ただ5年後のこととか、そういうことじゃないんですよ。そういった、やはり改革なりそういったものがあるのかどうか。全く何もなくて、大体このぐらいだろうということなのかどうか、お聞かせください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の予算要求に当たっては、開発公社のほうでも今後の収支見通し、費用の見通し等を立てておりますので、ちょっと今手元にすぐに出せる資料がございませんので、また来週以降説明の機会をいただきたいというふうに思います。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 取りあえず、じゃ、それは終わりにして、あと、ただいま配られた縦長の説明なんですけれども、説明書の22ページのほうの27番と28番について、ちょっと説明してください。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 2番加藤木議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、27番の修学旅行中止に伴う企画経費等支援事業という部分でございますが、旅行会社が介在しておりますので、やってもやらなくても旅行プランを立てた経費というのは、どうしても発生してしまいます。それについては、修学旅行の場合には、保護者の修学旅行積立てを2年間ほどやっております。2年間で約3,000円で3万6,000円掛ける2年で終了しますので、そこから行かなくなってしまったから、旅行会社にプランを立てる経費というのを払わないわけにはいきませんので、これについて保障するというものでございます。それが27番。

28番の代休給付金ということですが、合計、それぞれ2校中学校があるんですが、2回ほど、業者のほうもぎりぎりまで待っていただきました。当初は5月でしたが、当時は当然のことながら、もう休校ということで、それを8月ということで、それもまた、桂中にしては、10月まで2回ほどいろいろと延期、延期ということで、業者と打ち合わせした中で、議員もご承知のように、結局第2波が来てしまったので、苦渋の決断で、その間は今度は方面についても、京都、奈良ではなくて、コロナの感染者が少ないところとか、いろいろ検討しましたが、第2波ということであきらめざるを得ないということで、苦渋の決断で中止いたしました。

そして、もう一点ですが、その29とも絡むんですが、ふれあいの船事業の中止に伴う給付金、これは小学校6年生なんですけれども、どちらの学年も、それぞれ小学校、中学校の最後の学年なんです。そこで、3月から休校になって、4月再度たった7日間で、その年度ずっと休止、と同時に、総体をはじめ、最後の学年でことごとく中止を余儀なくされてしまったわけなんです。小学校6年生の場合には、これはふれあいの船で北海道なんですけど、自己負担が2万4,000円でございます。そこに町のほうとして3万5,000円ほどをプラスして、めいめい北海道に5日間ほど行ってくると。同じように、ふれあいの船、6年生のほうも、代替案としてふれあいの里で11月頃に計画を立てました。これもまた、第2波ということで宿泊を伴うものは断念せざるを得ないということで、結局宿泊を伴ったり飲食云々ということですので、感染のおそれが高い。そういうことですので、集団での宿泊的な事業については断念せざるを得ない。ところが、最後の学年なので、思い出づくりとして、結局統廃合直後の6年生と、今回の6年生は2回目になってしまうんです、ふれあいの船が中止というのは。そういうことですので、全体100名以上のことで、代替案も含めて断念せざるを得なくなったということですので、そういうことでしたならば、家族の責任の下、家族で6年間の思い出づくりということで、ぜひ、この後半です、冬、秋あるいは感染状況にもよると思いますが、3月あたりまでにそういうことで、給付金ということで、本来2万4,000円の自己負担プラス3万5,000円の経費が北海道の場合かかっております。その3万5,000円を北海道には使えないけれども、それと6年生のほうに家族の思い出づくりの給付金ということで、支給しようということでございます。そして、修学

旅行も同じように、中学校のほうも、小学生の思い出づくりでやれば、同等の額を3万5,000円ということで支給しようという、そういうことでございます。ご理解いただけましたでしょうか。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

そうしますと、29番も説明をいただきましてありがとうございます。

27番はよく分かったんですけれども、28、29につきましては、これはそうしますと、思い出づくりを、旅行をされた方に対して、家族で旅行された方に対して給付しますよということですか。それとも、旅行されようが、されまいが、お金をあげますよと。そのお金が思い出づくりになると。そういう意味でよろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 旅行ばかりが思い出づくりとは、狭い限定ではなくて、全児童・生徒の家族に対して支給して、家族で食事に行くのもいいでしょうし、感染のおそれのないところに春休み、あるいは冬休み行くのもいいでしょうということ、旅行に必ず行くという趣旨だけのものではございません。

○2番（加藤木 直君） はい。結構です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第60号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、議案第60号 城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条であります。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,095万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億366万8,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

1 表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

4 款県支出金、1 項県補助金であります。既定額に1,803万6,000円を追加するもので

す。特別交付金県繰入金であります。

7款繰越金、1項繰越金であります。既定額に1億2,292万円を追加するものです。前年度の繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費であります。既定額に774万1,000円を追加するものです。主なものは、人事異動による人件費であります。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療納付金分であります。財源補正のみで増減等はありません。

5款保健事業費、2項特定健康診査等事業費であります。既定額に29万5,000円を追加するものであります。コロナ対策事業に伴う会計年度任用職員の人件費分でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金であります。既定額に1億3,292万円を追加するものです。令和元年度繰越金を緊急的な支払いに備え積立てするものであります。

以上、令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第1号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから9ページの補正予算事項別明細、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、11ページをご覧ください。

令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,247万9,000円とするものでございます。

12ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

1款診療収入、1項外来収入であります。既定額から155万8,000円を減額するものでございます。コロナ感染症に伴う外来患者の減により減額するものです。

4款1項繰越金であります。既定額に7,000円を追加するものでございます。前年度繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費であります。既定額から155万1,000円を減額するものでございます。人事異動による人件費の分として275万9,000円を減額し、備品購入費で以下のレントゲンサーバーの更新分120万8,000円を追加するものでございます。

以上、令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第1号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、13ページから18ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださ

いますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第60号に対する質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 基金についてなんですけれども、2ページの歳出、基金積立金1億3,292万。これは何年度分になりますか。今、いざというときの緊急支援のための基金というようなことを説明がありましたけれども、ちょっと説明してください。何年分の積立金なんですか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この1億3,292万円というものですけれども、令和元年度分の繰越金、いわゆる繰越金で余った余剰金というような扱いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 令和元年度の繰越金1億3,000万。この1億3,000万は積み立てるだけでよろしいのでしょうか。このコロナで大変な状況になっているとき、低所得者、それからひとり親の家族とか、いろんな人たちがたくさん困っているんじゃないかと思うんですけれども、国保の事業として、もっと何かできるものがあったのではないですか。1億3,000万も積み立てて、積み立てましたと言っているだけの問題じゃないでしょう。これ、ほかの県でも実施されていますけれども、均等割、それから所得割なり、いろんな形でもっともっとできるはずですよ。つぎ込んでよかったはずなんです。何でこんなに1億3,000万も基金に積み立てるんですか。これは幾ら緊急と言っても6,000万あれば間に合うはずですよ。前年度6,000万ということで、1年分の緊急対策ということで6,000万基金に積み立てましたって以前言っていました。昨年度でしたか。それが今年度1億3,000万も積み立てるといふことは何事でしょう。私は信じられません。町民のことを考えているんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員さんの質問にお答えさせていただきます。

このコロナ関係で医療費がどれだけ増えるのか、正直いつまで続くのか全く見えない状況でございます。さらに、コロナの影響で、現在仕事の環境が変わってしまって収入が減って、大変ご苦労されている世帯も現実であるのは十分承知してございます。当然、このままの状況ですと、来年度以降国民健康保険料自体が皆さんの収入が下がっておりますので、町として減収が予想されることになってきます。毎日、コロナの患者様がどんどん増えて、医療費が爆発的に減ってしまい、さらに、住民の方の所得が減ったために、医療費の財源の保険料が下がってしまう。そうなったときに、当然町としては考えたくはないんですけれども、値上げというような最終手段を考えざるを得なくなってしまう。しかしながら、いつも藤咲議員さんがおっしゃっているとおり、ダブルワーク、トリプルワー

クの母子家庭の方、一生懸命頑張っている方がいらっしゃいます。そういう方をやっぱり考えますと、安易に値上げというようなことを考えるのは、ちょっと間違っているのではないかと私も思います。

そうした中で、そのためにも、今年のように余剰金できたときは、少しでも積み立てをしておいて、万が一に値上げ案ということを考えないで済むように、町としても努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 国保については、重々今答弁いただいたことで、理解されているというようなことをお伺いしました。ですので、貯めるだけが問題じゃないというようなことをまずは念頭に、私申し上げておきます。それで今後、どんどん減って行って、大変な状況になったときのための基金だというようなことも答弁いただきましたけれども、それも大切です。しかし、そのときには、またさらにまた別な形で国も支援という形で出てくると思います。ですので、そのとき、そのときの状況に応じて、まずはできることをやっていくというのが大切なことなのではないかなと思っておりますので、これから12月補正に何か考えることができるのであれば、やっていただければいいかなと思っておりますけれども、少し貯めるばかりではないということだけは申し上げておきます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第61号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第61号 城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご用意いたします。

令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

第1条であります。

予算の総額から歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,297万4,000円とするものです。

2ページをご覧願います。

第1表歳入歳出補正予算であります。

歳入についてご説明いたします。

4款1項繰越金であります。既定額に18万8,000円を追加するものです。前年度繰越金であります。

続きまして、歳出であります。

3 款諸支出金、2 項繰入金であります。既定額に18万8,000円を追加するものです。令和元年度の事業確定により余剰金を一般会計へ繰り出すものです。

以上、令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3 ページから4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第61号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第62号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議案第62号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ441万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億8,097万1,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。初めに歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金。既定額に72万1,000円を追加するものです。地域支援事業交付金の増によるものです。

5 款県支出金、2 項県補助金。既定額に36万円を追加するものです。地域支援事業交付金の増によるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金。既定額に38万1,000円を追加するものです。地域支援事業費の増にともないまして、他会計繰入金の増によるものです。

同じく2 項基金繰入金。既定額に233万8,000円を追加するものです。地域支援事業の増に伴いまして、国・県等の介護給付費負担金返還に伴うものでございます。

同じく3 項介護サービス事業勘定繰入金。既定額に25万6,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定繰入収支分を繰り入れるものでございます。

8 款繰越金、1 項繰越金。既定額に35万8,000円を追加するものです。前年度の繰越金でございます。

3 ページをお願いいたします。

続いて、歳出になります。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費。既定額に2万1,000円を追加するものです。条例改正に伴いまして旅費を追加するものです。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業任意事業。既定額に208万1,000円を追加するものです。人件費対応分を計上したものでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。既定額に231万2,000円を追加するものです。地域支援事業交付金等の還付分になります。

以上、令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第1号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、4ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、11ページをお願いいたします。

令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算介護サービス事業勘定（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ49万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ461万3,000円とするものです。

12ページをお願いします。

第1表歳入歳出補正予算。初めに歳入になります。

2 款繰越金、1 項繰越金。既定額に49万4,000円を追加するものです。前年度の繰越金によるものでございます。

続いて、歳出です。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費。既定額に23万8,000円を追加するものです。人件費の増によるものでございます。

2 款諸支出金、1 項繰出金。既定額に25万6,000円を追加するものです。収支分を介護保険事業勘定のほうに繰り出すものです。

以上、令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算介護サービス事業勘定（第1号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、13ページから18ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。よろしくご審議くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第62号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第63号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第63号をご覧ください。

令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,777万5,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず、歳入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額に937万4,000円を減額するものです。一般会計からの繰入金を減額するものです。

6款1項繰越金ですが、既定額に2,029万9,000円を追加するものです。前年度に決算額の確定によるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項下水道事業費ですが、既定額に1,092万5,000円を追加するものです。人件費関係を減額し、市道関係の設計及び工事代、公共ます新設工事代を追加するものです。

以上、令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては3ページからの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第63号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 5ページの下水道の歳出です。14款工事請負費なんですけれども、1,000万。この工事の、これ管渠埋設というんですか。

○下水道課長（皆川尊志君） はい、そうです。

○4番（藤咲芙美子君） いいんですか。そうですか。

この工事は、この1,000万、予算の中では間に合わなかったものなんでしょうか。町単独分というようなことでは書いてはあるんですけれども、今年度の予算で間に合わないものだったのか、場所はどこなのか、そこら辺のところをちょっと説明いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問にお答えします。

14款の工事請負費の1,000万のうちの400万、管渠埋設工事ということで、現在、石塚地内の私道部分で新築の要請がありまして、現在の埋設管の追加工事が40メートルほどあります。その下水道の延長部分の新設工事ということで、当初予算ではなかったもので、新たに追加するものです。最終的な決算では、当初の予算より変更があるとは思いますが、私道部分を先に行うために、単独分ということで今回要求したものでございます。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） 場所どこ。

○下水道課長（皆川尊志君） 場所は石塚地内です。

○4番（藤咲芙美子君） 石塚地内。分かりました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第64号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第64号をお開き願います。

令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページのほうをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,945万6,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額から1,387万円を減額するものです。繰越金の確定により、一般会計繰入金を減額するものです。

5款1項繰越金ですが、既定額に1,362万5,000円を追加するものです。前年度決算額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項農業集落排水事業費ですが、既定額から24万5,000円を減額するものです。人件費関係を減額するものです。

以上、令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては3ページからの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第64号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第65号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） 議案第65号をご覧ください。

議案第65号 令和2年度城里町水道事業補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）に定めました収益的収入と支出の予算額を補正するものです。収入、支出の既決予定額からそれぞれ2,603万円を追加

いたしまして、予定額を7億4,734万6,000円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、1項営業収益2,603万円の追加であります。受託工事収益都市建設課分が1,903万円。茨城県分が700万円の追加によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用2,603万円の追加であります。原水及び浄水費の修繕費の減、町道こび山線道路改良工事に伴う水道管移設工事に係る受託工事費の設計委託料、工事請負費の追加、総経費の人件費の増によるものです。

以上、議案第65号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては3ページから4ページの補正予算実施計画明細書をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより、議案第65号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、令和元年度城里町決算に入ります。

お手元の決算書により、歳入歳出決算の総括について説明願います。

会計課長高瀬浩文君。

○会計課長兼会計管理者（高瀬浩文君） 令和元年度歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

令和元年度城里町会計別歳入歳出決算総額表であります。一般会計より農業集落排水事業特別会計の順に読み上げさせていただきます。

なお、予算額につきましては、歳入歳出も同額でございますので、各会計とも歳入予算のみ読み上げさせていただきます。

まず初めに、一般会計であります。

歳入予算額123億6,676万。決算額110億4,884万1,444円。予算額に対する決算額の比較増減でございますが、マイナスの13億1,791万8,556円で、決算比率は89.34%となっております。

歳出の決算額は94億8,050万5,213円で、比較増減が28億8,625万4,787円で、決算比率は76.66%となっております。

歳入差引残額は15億6,833万6,231円であります。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定でございます。

歳入予算額23億6,241万3,000円。決算額23億6,626万5,899円。比較増減は385万2,899円で、決算比率は100.16%でございます。

歳出の決算額は22億3,334万5,221円。比較増減が1億2,906万7,779円で、決算比率は94.54%でございます。差引残額は1億3,292万678円であります。

次に、国民健康保険施設勘定でございます。

歳入予算額が2億974万8,000円で、決算額1億9,796万3,311円。比較増減額はマイナスの1,178万4,689円で、決算比率は94.38%であります。

歳出の決算額は1億9,645万5,800円。比較増減額1,329万2,200円で、決算比率は93.66%でございます。

差引残額は150万7,511円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入予算額が2億1,593万4,000円で、決算額2億1,471万8,194円。比較増減額マイナスの121万5,806円で、決算比率は99.44%であります。

歳出の決算額は2億1,452万8,440円。比較増減額が140万5,560円で、決算比率は99.35%でございます。

差引残額18万9,754円であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定でございます。

歳入予算額が22億5,868万円。決算額は22億4,628万812円。比較増減額マイナスの1,239万9,188円で、決算比率は99.45%であります。

歳出の決算額は22億4,492万1,926円。比較増減額1,375万8,074円で、決算比率は99.39%でございます。

差引残額につきましては、135万8,886円であります。

次に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定でございます。

歳入予算額が502万5,000円。決算額538万9,286円。比較増減額36万4,286円で、決算比率は107.25%であります。

歳出の決算額は489万3,870円。比較増減額13万1,130円で、決算比率は97.39%でございます。

差引残額は49万5,416円でございます。

次に、公共下水道特別会計でございます。

歳入予算額が14億2,891万9,000円で、決算額10億55万960円。比較増減額マイナスの4億2,836万8,040円で、決算比率は70.02%であります。

歳出の決算額は9億2,968万1,408円。比較増減額4億9,923万7,592円で、決算比率は65.06%でございます。

差引残額7,086万9,552円あります。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入予算額が2億7,950万円。決算額2億8,028万623円。比較増減額78万625円で、決算額の比率が100.28%であります。

歳出額は2億6,465万5,032円。比較増減額1,484万4,968円で、決算比率は94.69%でございます。

差引残額は1,562万5,593円あります。

以上、令和元年度城里町会計別歳入歳出決算総括表により、一般会計ほか7特別会計の決算状況について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 議案第66号から議案第72号までの令和元年度城里町全7会計の決算認定についてであります。議長を除く全議員により決算特別委員会を設置し、常任委員会所管分について審議する分科会方式により行う予定ですので、説明は省略いたします。

また、議案第73号から請願第2号までの3件についても、本会議場に上程される予定でございます。

ここで暫時休憩とし、15分休憩いたします。

午後 2時39分休憩

午後 2時47分再開

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告について執行部より説明を求めます。

執行部におきましては、引き続き自席で説明をお願いいたします。

また、質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔をお願いいたします。

長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告第65号より順次説明を求めます。

報告第65号の説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告第65号 城里町不妊治療費助成事業実施要項の一部を改正する告示でございます。

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、平成26年度から治療費の一部を助成してきたところですが、不妊治療は精神的な負担だけでなく、保険適用外のため高額な治療費も必要になります。また、不妊の原因が女性側だけでなく男性側に問題のある場合も多く、これまでの助成額を見直すとともに、男性不妊に対する治療費の助成も併せて改正することといたしました。

助成額の上限額につきましては、特に中央保健所管内の自治体の上限額を参考とし、特定不妊治療、男性不妊治療とも助成額の上限を15万としたところでございます。

詳細につきましては、報告第65号説明資料のとおりでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第66号の説明を求めます。

財務課長船橋行子君。

○財務課長（船橋行子君） 報告第66号 令和元年度城里町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

4 款衛生費、2 項清掃費の新ごみ処理施設用地造成事業につきまして、令和元年度にお

いて事業が完了したため、このたびの決算認定に合わせ、議会にご報告をするものです。

この事業は、平成30年度から令和元年度2年間の継続事業でございます。

一番下の計の欄をご覧ください。

全体計画の年割額は4,555万5,000円。中央になります実績の支出済額は4,555万4,400円で、年割額と支出済額の差は600円でございます。また、それぞれ表の右側には財源内訳を記してございます。

以上、報告第66号につきましてご説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第67号の説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 報告第67号をご覧ください。

報告第67号 令和元年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。審査に付された令和元年度健全化判断比率各会計の資金不足比率は、適正に作成された書類に基づき算定されていることの監査委員からの意見書であります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第68号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第68号 平成31年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第7項の規定に基づきまして、城里町健康増進施設ホロルの湯及び城里町総合野外活動センターの指定管理者である一般財団法人城里町開発公社から、施設を設置する町へ報告第68号のとおり、平成31年度の事業及び決算報告の報告があったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第69号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 報告第69号でございます。株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第7項の規定に基づきまして、物産直売センターかつらの指定管理者である株式会社桂ふるさと振興センターから、施設を設置する町へ報告第69号のとおり令和元年度の決算の報告があったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第70号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 同じく、報告第70号になります。株式会社物産センター山桜決算報告書についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第7項の規定に基づきまして、物産センター山桜の指定管理者である株式会社物産センター山桜から、施設を設置する町へ報告第70号のとおり令和元年

度の決算の報告があったものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第71号の説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 報告第71号 第2期城里町子ども・子育て支援事業計画でございます。

子ども・子育て支援法の規定によりまして、5か年間、令和2年から令和6年まで町の計画策定の背景、町の子供、子育て家庭の現状、子育て支援施策のこれからの方針や定める計画を定めた計画書でございます。ご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 報告第72号の説明については省略いたします。

これより、報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（関 誠一郎君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る9月8日火曜日、午前10時をもって、令和2年第3回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時51分閉会